

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき
厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百九十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月十八日から適用する。

平成二十八年十一月十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表1の20の項を次のように改める。

	オムビタスビル水和物／パリタプレビル水和物／リトナビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2880及び2885
20	オムビタスビル水和物／パリタプレビル水和物／リトナビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された	2880から2886まで

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき
 厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

	効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)
--	-------------------------------------

別表1の25の項を次のように改める。

25	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年12月17日、平成28年2月29日及び同年8月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1956から1958まで、 1967、1968、1977、 1978、3163、3166及び 3480から3491まで
----	---	--

別表1に次のように加える。



46	イクセキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年7月4日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3108から3113まで、3115から3125まで、3130、3131、3133、3137及び3138
47	ベンダムスチン塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年8月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3851
	ベンダムスチン塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3851
48	エベロリムス（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年8月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1862、1863、1869、1870、1877、1878、1882、1883、1939、1940、1942から1944まで、1956から1958まで、1967、1968、1977、1978、2492から2495まで、2500から2502まで、2507から2509まで、2512、2516から2518まで、2526、2527、2536、2539、2544、2547、2551、2557、2558、2562、2567から2569まで、2581から2583まで、2601、2605、2613から2615まで、2626、2627、2635、2636、2652、2657、2664、2665、2669、2670、2673、2676、2679、2684、2689、2693、2698、2699、3221から3223まで、3231から3233まで、3241、3242、3245、3248、3499、3502、3503、3505、3519、3520、3524、3527、3528、3531、3534、3540、3541、3550、3554、3555、3558、3687から3690まで、3695から3697まで、3702及び3703
49	アダリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1844、1845、1850及び1851
50	リバビリン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2880から2886まで
51	カルグルミン酸（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3465から3470まで
52	グラゾプレビル水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2880から2883まで、2885及び2886
53	エルバスビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2880から2883まで、2885及び2886

54	パシレオチドパモ酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3448、3450及び3453
55	イダルシズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
56	ゾレドロン酸水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3088、4150及び4152
57	エロツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3842及び3848